

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「環境に配慮した付加価値の高い包装材の提供を通じ、住み良い地球と豊かな社会づくりに貢献します。」という経営理念のもと、「企業の発展を通じて、株主の皆様、取引先の皆様の繁栄と従業員の皆さんの生活の安定向上を図ります。」を経営目的として、株主をはじめとする全てのステークホルダーのために、会社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に取り組んでおります。そして、持続的な成長と企業価値向上にはコーポレートガバナンスの充実が重要と認識し、ステークホルダーからの要請や社会的動向を勘案し、その内容を検証し、適宜見直しを進めてまいります。

- (1) 株主の権利を尊重し、権利の適切な行使ができる環境整備と、株主の平等性の確保
- (2) 株主を含む全てのステークホルダーとの適切な協働
- (3) 適切な会社情報の開示と、透明性の確保
- (4) 取締役会の役割・責務の適切な遂行
- (5) 株主との建設的な対話

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1 - 4. いわゆる政策保有株式】

議決権の行使に関しましては特段の基準を設けておりませんが、当社の企業価値向上に寄与するよう、提案された議案を確認し行使しております。

【原則4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役1名、社外監査役2名が在籍し、うち社外取締役1名、社外監査役1名の計2名を独立役員として選任をしており、取締役会において独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしていることから、十分に経営の監視及び監督は機能できているものと考えており、現時点で社外取締役を増員する必要はないと考えております。

なお、今後当社を取り巻く環境が変化し、社外取締役を増員する必要がある場合は、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独自の独立性基準を策定しておりませんが、会社法に定める社外取締役の要件、および金融商品取引所が定める独立性基準を参考に、独立役員である社外取締役を選任しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4. いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社が事業拡大、持続的な発展をするために様々な企業との協力関係が必要と考えております。事業戦略の重要性、取引先との関係等々を総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については保有していく方針です。

また方針に対して、個別銘柄毎に、定期的、継続的に保有の意義の検証を行い、必要に応じ取締役会に継続保有について諮ることとします。

2. 議決権行使に関する基本方針

議決権の行使に関しましては特段の基準を設けておりませんが、当社の企業価値向上に寄与するよう、提案された議案を確認し行使しております。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社は、当社の役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合において、取締役会での審議・決議を要するよう規程化し運用しております。また、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、毎年決算期末後の4月初旬に関連当事者間取引の有無について確認をするアンケート調査を実施し、関連当事者間の取引に関する体制を構築しております。主要株主であるトヨタ自動車株式会社との取引については、取引基本契約に基づいており、価格についても市場変動を反映させた取引条件が設定されております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営ビジョンとして当社ホームページに、経営理念・経営目的・経営方針・仕事に対する合言葉を開示しております。なお、計画値については毎期初において、当該期の目標額(見通し)を開示しております。中長期計画については、毎期前年数値を上回る目標を持った経営を実施しており、中長期経営3か年方針・重点実施事項として、(1)国内既存事業のダントツ化 (2)海外事業の展開 (3)新規事業の構築 といった3つの柱を策定し当社ホームページに開示し、必達に向け役員ならびに従業員が一丸となり取り組んでおります。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスの基本方針を、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しています。

(3) 取締役・監査役の報酬

各役員の報酬は既に株主総会で承認頂いた範囲内で、取締役は取締役会の決議、監査役は監査役会の協議により定めております。また、月

額報酬と賞与と役員退職慰労金にて構成されており、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系としております。役員賞与につきましては、各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、過去の支給実績等を総合的に勘案した額を株主総会にて決議しております。役員退職慰労金につきましては、役員退職慰労金規程に定められた一定の方法で決定し株主総会にて決議しております。

(4)取締役・監査役の選任と指名

取締役・監査役候補の指名に関しては的確かつ迅速な意思決定、業務執行の監視および会社の各機能をカバーできるバランスを考慮し総合的に勘案し検討しております。手続きにつきましては方針に基づき社長が提案し取締役会にて決定しております。

(5)個々の選任・指名についての説明

新任・再任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

【原則4-1.取締役会の役割・責務(1)】補充原則4-1-1

当社は、コーポレートガバナンス報告書に開示している体制模式図、取締役会規程、組織管理規程、業務分掌規程及び職務権限規程に基づき、意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、承認、審査等に関する権限を明確に定めております。

【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役1名、社外監査役2名が在籍し、うち社外取締役1名、社外監査役1名の計2名を独立役員として選任をしており、取締役会において独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしていることから、十分に経営の監視及び監督は機能できているものと考えており、現時点で社外取締役を増員する必要はないと考えております。

なお、今後当社を取り巻く環境が変化し、社外取締役を増員する必要がある場合は、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独自の独立性基準を策定しておりませんが、会社法に定める社外取締役の要件、および金融商品取引所が定める独立性基準を参考に、独立役員である社外取締役を選任しております。

【原則4-11.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-1

取締役候補指名方針は、会社の各機能をカバーできるバランス、的確かつ迅速な意思決定のための適材適所の観点、適切なリスク管理などを総合的に考慮し検討を実施しております。なお、現状の取締役会員数は、的確かつ迅速な意思決定において適切な規模と考えております。また、取締役候補指名は方針に基づき社長が提案し取締役会にて検討しております。

補充原則4-11-2

当社取締役・監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめるよう努めています。また、毎年事業報告にて各取締役・監査役の重要な兼職状況を開示しております。

補充原則4-11-3

当社は、取締役会の資料を事前に配布し、取締役会にて活発な意見が出る体制とし会議の運営など取締役会全体の実効性を担保していくよう努めております。また、社外取締役・監査役の意見・要望を聞き、必要に応じて改善を行なうことで、更に実効性を高めていくよう努めてまいります。その実効性について、適宜、内容の分析・評価を行っております。

【原則4-14.取締役・監査役のトレーニング】補充原則4-14-2

取締役および監査役には、当社の事業・財務等を熟知し、求められる役割と責務を十分に果たしうる人物を選任しております。それを踏まえ、内部昇格による新任役員については経営者として習得しておくべき、法的知識を含めた社外講習を受け理解促進を図っております。また他の役員については、必要に応じ社外講習会や交流会に参加する機会を設け、役割と責務の理解促進に努めております。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家の皆様のご理解とご支援が不可欠であると認識しております。株主・投資家の皆様に正確な情報を公平に提供しつつ建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を構築してまいります。

(1)IR体制

総務企画部担当取締役を責任者に、総務企画部がIR活動を推進しています。また、開示資料の作成等にあたっては、総務企画部・経理部・営業部・商品開発部など社内関係部署の協力を得ています。

(2)対話の方法

ホームページに、社長挨拶・事業内容・経営方針・業績の掲載、名証IRに毎年参加、投資家からの取材に積極的に応対等を実施しています。

(3)社内へのフィードバック

株主・投資家との対話内容は、必要に応じて、総務企画部担当取締役が取締役会・役員会議体等にフィードバックします。

(4)インサイダー情報の管理

インサイダー情報については、内部者取引管理規程を制定し、インサイダー情報管理の徹底を図っております。また、各四半期の決算日翌日から決算発表日までは、投資家等との対話・取材を制限しております。

以上

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】
更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	1,200,000	22.97
BBH FOR FIDELITY LOW - PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	424,600	8.12
伊藤忠紙パルプ株式会社	200,000	3.82
中央紙器工業社員持株会	191,488	3.66
ダイナパック株式会社	183,000	3.50
鈴木 洋	150,000	2.87
丸八殖産株式会社	120,000	2.29
王子マテリア株式会社	108,000	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	101,000	1.93
特種東海製紙株式会社	10,000	1.91

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

1. 大株主の状況は平成30年3月31日現在の状況であります。なお、上記のほか、自己株式が258,022株あります。
 2. エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)の代理人フィデリティ投信株式会社から平成25年4月2日付けの大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり(報告義務発生日 平成25年3月29日)、次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当期末時点における当該法人名義の株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。
 氏名・名称:エフエムアール エルエルシー(FMR LLC) 保有株券等の数:522千株 株券等保有割合:9.99%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田 和雄	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 和雄	○	――	他社役員歴任の豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。 独立役員としては、経営陣から著しいコントロールを受けることがなく、また経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる者でもないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は内部監査グループを設け、社外監査役2名を含む監査役3名を選任しております。当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するとともに、監査役及び会計監査人による監査を効果的かつ効率的に実施するため、社内の関連部署と連携をとることにより、合理的な牽制機能を働かせるとともに、定期的又は必要に応じ監査報告や意見交換、重要な会計課題についての相談を行い、業務並びに財産の状況について監査を実施し、財務の透明化を図っております。

特に、監査役と内部監査部門の連携状況については、当社は内部監査部門である「内部監査グループ」を設置し、内部統制評価を行っており、その活動におきまして、監査役は内部監査グループの実施した監査実施状況の報告等を受けるほか、随時会合の機会を持ち、相互連携を図り、監査役の機能強化及び内部統制評価の機能強化を図っております。

社外監査役1名は法律に関して専門的な知見を有しており、その知識等を生かして、適法性の監査に留まらず、外部者の立場から経営全般について助言を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
籠橋 寛典	他の会社の出身者							○		○				
山田 信義	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
籠橋 寛典		――	公正中立の立場から取締役の監視とともに提言・助言をいただけるため。
山田 信義	○	――	弁護士としての専門的見地から大局的で独立性のある助言をいただけるため、社外監査役として選任しております。 独立役員としては、経営陣から著しいコントロールを受けることがなく、また経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる者でもないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れはありません。

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

なし

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

直前事業年度(平成30年3月期)における当社の取締役報酬の総額は83百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は平成3年6月26日開催の第40期定時株主総会において取締役に対する報酬限度額を年額300百万円以内と決議しております。取締役の報酬は、取締役の報酬に関する社会的動向、役職、当社の業績及びその業績への貢献度等を総合的に勘案し、取締役会で決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

情報等の適宜開示

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 企業統治の体制の概要

当社の取締役会は、本報告書提出日現在において社外取締役1名を含む7名で構成されており、法令で定められた事項のほか、会社の重要な業務執行の決定を行うとともに、各取締役の職務の執行状況を監督しております。また、当社は経営監視機能として、監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成され、取締役の職務執行の監査及び監査役会で定めた監査方針及び監査計画に従い各監査役が監査活動を実施し、さらに、監査役は取締役会及び社内的重要会議に出席するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

会社の業務執行に関する重要事項については、取締役会決議案件の事前審議や経営状況の進捗管理、個別経営課題の協議及びリスク発生の未然防止等を含めた危機管理の強化を図るため、取締役、監査役及び各部門長による経営会議を毎月開催し、迅速な経営の意思決定を行っております。

当社は、社外取締役及び社外監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

(2) 会計監査の状況

当社の会計監査人は、有限責任監査法人トーマツを選任しており、会計監査の実施、会計制度の変更等に対応しております。当連結会計年度において業務を執行した公認会計士の氏名については以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名と所属する監査法人名

指定有限責任社員 業務執行社員 井出 正弘 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 杉浦 野衣 有限責任監査法人トーマツ

(3) 監査の報酬の内容

直前事業年度(平成30年3月期)における監査法人に対する監査報酬は、監査契約に基づく監査証明に係る報酬23百万円であります。

(4) 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

開催した重要な会議は以下のとおりです。

株主総会 第67期定時株主総会(平成30年6月21日)

取締役会 6回(平成30年3月31日現在)

経営会議 12回(")

監査役会 8回(")

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役設置会社として、少数の取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を図り、コンプライアンス体制の確立等経営改革を行い、経営の公正性及び透明性を高め、効率的な経営システムの確立を実現してまいりました。社外監査役による客観的・中立的監視のもと、これまで実施してまいりました諸施策が実効を上げており、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

また、取締役の業務執行に対する監督機能の更なる強化を図り、経営の透明性をさらに向上させるため、社外取締役1名を選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名古屋証券取引所主催のIRエキスポに毎年参加。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	名古屋証券取引所主催のIRエキスポに毎年参加。	なし
IR資料のホームページ掲載	主に決算公告、決算短信などの情報の掲載。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境に配慮した商品の開発、生産から販売・古紙回収までの循環型企業として展開中。(ISO 14001をフル活用)
その他	株主総会終了後、出席株主への、当社の開発商品の情報を提供。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「経営理念」、「経営目的」、「経営方針」、「企業行動基準」等の共有と教育・啓蒙により、グループ全体のコンプライアンス体制の整備を行い、遵法精神に裏打ちされた健全な企業風土の醸成を図ります。
 - (2) 取締役会、その他各種会議体における重要な意思決定を行う際には弁護士等外部専門家に対して法令遵守に関する事項を適時かつ適切に相談することとします。
 - (3) 不祥事の早期発見のため、内部通報制度を設置しています。
 - (4) 当社は健全な会社経営のため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない社内体制を整備します。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、関係規程、法令に基づき、適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理します。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 各種リスクに関する識別・分析・評価・対応のあり方を規定したリスク管理に関する規程を定め実施します。
また、災害発生時の危機管理マニュアルを整備し、関係者を定期的に教育・訓練します。
 - (2) 内部統制システムの整備・運用を通じて財務報告の信頼性を確保し、業務の有効性及び効率性の確保を図ります。
その活動が適合しているかをモニタリングするために内部監査部門が定期的に内部監査を実施します。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 「経営目的」及び「経営方針」の基に、組織の各段階での重点取り組みを具体化し、一貫した方針管理をします。
 - (2) 当社では、原則として毎月取締役会を開催し、重要事項の決定などを行い、各部門長で構成する各種会議体において業務の進捗状況を把握し、必要な対応を機動的に行うこととしています。
5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
グループ各社の基準に基づく一定の重要事項について各種会議体を通じ、当社への報告や確認を要すべき事項とし、基準を満たすものについては取締役会に付議または報告するものとします。
 - (2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社のリスク管理に関する規程は、当社グループ全体について規定されており、グループにおけるリスクを統括的に管理しています。
 - (3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループ共通の「経営理念」のもと、業務の適正を確保するための具体的な行動基準として「企業行動基準」を定め、実行します。
 - (4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、グループ各社に対し、適任の取締役を当該子会社の非常勤取締役に就任させるとともに、業務遂行状況を把握・管理し、グループ各社の内部統制システムの構築を推進します。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していませんが、必要に応じて、同使用人を置くこととします。
7. 当社の監査役がその職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助する使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保し、補佐する使用人は監査役の指示に服するものとします。
8. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、取締役会のほか各種会議体への常勤監査役の出席を要請し、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告する体制とします。
 - (2) 内部監査部門から監査役への定期的な報告をすることとしています。
9. 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
内部監査部門等が受付けたグループ各社の社員等からの内部通報等は監査役に報告をします。
10. 内部通報等の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報等を行った全ての者に如何なる不利益をも課さないこととします。
11. 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行に係る費用等については、原則、当社が負担するものとします。
12. その他当社の監査役が効率的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ随時に会合を持ち、意見交換を実施するほか、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる体制としています。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は業務の適正を確保するための体制について、当事業年度において適切な運用を行っております。

運用状況の概要は以下のとおりです。

1. コンプライアンスに関する取組み

当社グループ全従業員を対象に、コンプライアンス教育を実施し、「行動規範」の周知を図るとともに、コンプライアンス意識向上に努めております。

2. リスク管理に対する取組み

当社グループから報告された事業リスク等について、リスク管理規程に基づき、評価・管理を行うとともに、所管業務に付随するリスクの管理状況について共有及び議論を行っております。

3. 職務執行の効率性の確保に対する取組み

取締役会においては、各部門及び各子会社の業務・業績進捗状況の確認・対応等審議し、当社及び当社子会社の取締役の職務執行の状況等についての監督を行っております。
また、経営課題の把握と対応方針の検討について、グループ各社を含めた情報の共有化を図っております。

4. 監査役監査の実効性の確保に対する取組み

各監査役は監査計画に基づき、当社グループの監査を実施しております。
また、監査役会のほか、内部監査部門及び会計監査人とも監査結果の報告等の情報交換を定期的に行い、相互連携を図っております。
さらに、取締役会その他の重要な会議に出席して、監査の実効性の向上に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は健全な会社経営のため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない社内体制を整備します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は次のとおりであります。

当社は、「経営理念」、「経営目的」、「経営方針」を実現するための「企業行動基準」、「行動規範」を定め、当社グループ全体として共通と教育・啓蒙を図っており、情報開示については、「当社グループは、企業として開示すべき情報は適時開示します。」旨を掲げております。

(1) 情報収集と開示の検討

当社は、会社情報の適時開示に係る規則として「内部者取引管理規程」を定め、広報機能を有する総務企画部の担当取締役を情報管理責任者に置き、各部門長(当社子会社社長を含む)を情報管理者としております。

総務企画部が事務局となり、情報発生部門からの連絡・報告、経営会議体資料又は社内規程に基づく各部門からの稟議書等のチェックにより情報を入手し、情報管理責任者に集約しております。

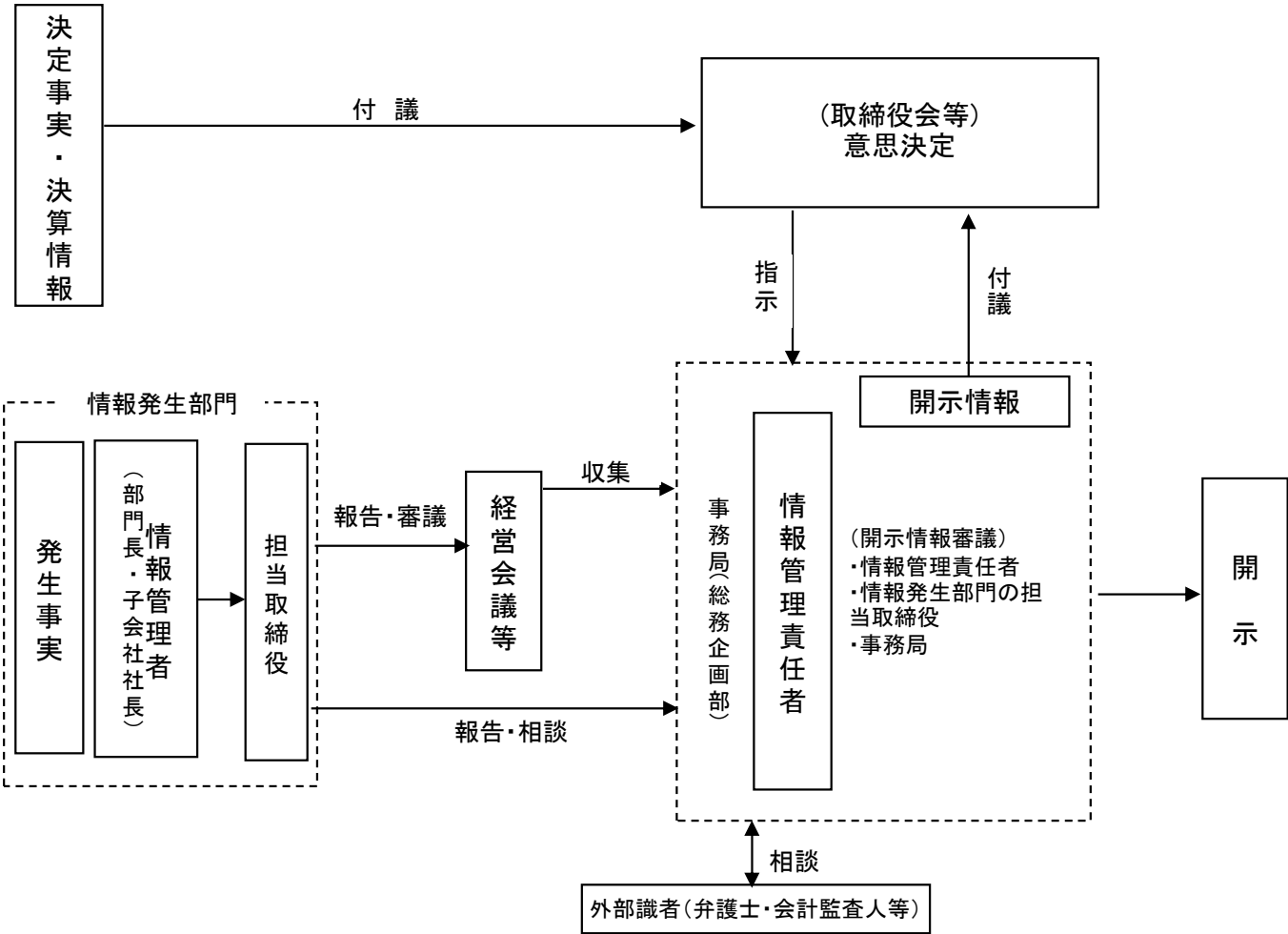
情報管理責任者は、事務局及び各部門の担当取締役と適時開示規則に規定される適時開示項目に該当するか否かの審議や開示情報の内容、方法及び時期等について検討を行っております。

また、必要に応じて弁護士、会計監査人等の外部識者への相談を行っております。

(2) 情報の開示

情報の開示に当たっては、取締役会又は代表取締役の承認を経て、総務企画部が速やかに情報開示しております。

・会社情報の適時開示に係る社内体制 模式図



コーポレートガバナンス状況及び体制 模式図

